

第二十二回国会
衆議院

補助金等の整理等に関する特別委員会議録第十号

昭和三十年六月二十四日(金曜日)

午後零時六分開議

出席委員

委員長

伊東 岩男君

三郎君

理事床次

理事

事坊

秀男君

理事川野

芳満君

理事高見

川崎末五郎君

高村

坂彦君

椎名

隆君

坂田

道太君

松野

頼三君

川村

継義君

大西

正道君

出席

國務

大臣

松村

謙二君

出席

政府

委員

大蔵

事務

官

内藤

三郎君

出席

國務

大臣

文部

大臣

大藏

事務

官

内藤

三郎君

出席

國務

大臣

文部

大臣

内藤

三郎君

</

ういうことになつたのである。その緊縮政策を持続せざるを得ざるに至つた

○松村國務大臣 それは、私いたしまして、文部省全体の予算を通覽いたしましたて、やはりいろいろな面で折衝がございまして、それすでに前任者のときにはほとんど不可能であるときまつておりましたことでもあります

いたしたものですから、やむを得ずあきらめまして、次の機会を期するという考え方を持つに至つたのであります。

○松野委員 そうすると、やはり予算交渉の途中で、この問題はあまり重要じやないから、ほかの方に気をとられてこれは落した、こら解散してよろしくうございますか。

○松村國務大臣 それはちょっと違うだらうと思うのです。慎重の点ではなく、大蔵省としてあのときには補助はほとんど一律に切るという方針を立て、閣議でもその大体の方針をことしもう一年はやる、こういふことにきましたものですから、それで、その原則に従いますとこればかりを強く主張するわけに参りませんで、そういう事情のもとにあきらめざるを得なくなつたのでござります。

○松野委員 はなはだ端的な御質問ですが、補助金は一律にこの予算では切れましたのはやめたところだけだ。五

私は申しません。補助金は一律に切るなら別です。しかしこの補助金打ち切りの表を見てごらんなさい。億以上

のところはあなたのところだけだ。しかもこれが一番自由党の全盛のときの

という大蔵省の方針であつたから仕方なしにこれに従つたとおつしやる。それが補助金は現内閣は全部一律に切つたのはみな少額な補助金で、億以上は言いません。今度の補助金を打ち切つたのはあなたがおつしやる

○松村國務大臣 それは必ずしも一律に漏れたものも、最初から出でおりますが、大きなのはあなたの

りますけれども、原則としてそういうことに縛られておりましたから、ほかの経費との軽重というよりも、そういう原則に縛られてやることができなかつた、こういう次第でござります。

○松野委員 準助金は一律に切られておるかどうかわからないとおっしゃつたのでしょう。ほかの省のことはおれは知らないとおっしゃる。ただ一律に切るのだといふ言葉を信じて、あなた

は一律にこれは仕方がないと考えられる。それではこの教科書の問題は内閣としては大して念頭になかったのですか。

○松村國務大臣 そういうわけでもありませんで、特例法による補助の打ち切りは大体ほとんど全部、そういうことになつておると考えておるわけでござります。

○松野委員 ただいまの御答弁通りなら、文部大臣はだまされておるのであります。だからその言葉をお聞きになつたか知らないが、そういうふになつていいのです。あなたに、閣議で予算書を承認になつたからといって、そ

のままかいことを一々覚えていよいよは言いません。改進党の政調会長で、三月三十一日までで、一日たりとも延ばしてはいけないというのが議会の院議で、わが党の案が修正になつた。當時あなたは改進党の政調会長で、三月三十一日までという期限をつけるべきだといふ主張者だった。それが今日所を変えれば、この状況は何です。あのとき当分の間ということであつたならば、この問題は出なかつたのです。われわれは

午後二時二十九分開議

○伊東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○松野委員 先ほど來質疑をしておりましたが、しばらく休みましたのでいい質疑を続行いたします。松野頼三君。

○松村國務大臣 お言葉ではあります

が、私は財政の問題ではなと議論するような財政通ではありませんから何とおもしれないけれども、あなたが財政の方に逃げるなら、財政の方を聞きましよう。

○松村國務大臣 お言葉ではあります

が、私は財政の問題ではなと議論するような財政通ではありませんから何とおもしれないけれども、あなたが財政の方に逃げるなら、財政の方を聞きましよう。

ぶりは何ですか。御記憶ございましょう。

○松村國務大臣 そういうことをございましたが、財政の状態はやはり一年で緊縮の実態を得ることができます

ます。それどころの事態に応じてまた一年を延ばす、こうしたことと御了承を願いたいと思います。

○伊東委員長 松野委員に御相談申上げます。文部大臣は参議院の本会議に出席されなければなりませんので、

向うの方は十五分くらいで済むようになりますから、その間休憩して引き続きやりますか、あるいは午後一時からやることにいたしますか。

○松野委員 十分や二十分钟待つてもいいというあなたの審議状況についての御判断なら、その御判断におまかせいたします。

○伊東委員長 それでは、このまま休憩いたしますて、十五分後にまた再開することにいたします。

○伊東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○松野委員 先ほど來質疑をしておりましたが、しばらく休みましたのでいい質疑を続行いたします。松野頼三君。

○伊東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○松野委員 先ほど來質疑をしておりましたが、しばらく休みましたのでいい質疑を続行いたします。松野頼三君。

○松村國務大臣 先刻も申し上げましたこの教科書無料配付のことが一

度房そと努力した一員です。あなたが、私は財政の問題ではなと議論する

○松野委員 それでは、全国の学童が二百五十万おりますが、二百五十万の学童に、まことに自分の不手ぎわで本年は教科書が配れなかつた、まことに申しわけない。こういう意味なんですか。これははなはだぶつつかですけれども、全国の学童のことですから、財政的事情により配れませんではなかなかわからない。文部大臣の力が足らずに配れなかつたこういうふうな御趣旨ならば、これは明らかになるけれども、今の御答弁では何だかわからぬ。私だってわからない。なぜ配れないかたかといふことをはつきりしていただきたい。あなたが力が足りなかつた、これも一つの何んなんだ。ただ何となしに財政の都合で本年は配れなかつたということでは、問題はことに学童のことですから、一つ明らかにしてもらいたい。民主党は盛んに選挙でお使いになつたはずですから、選挙のときの公約は多少狂いができてまことに申しわけない、こういう趣旨ですか、かみ碎いて言えよ。言葉が過ぎれば訂正いたしますが、端的に言えばそらかとすることなんです。

まあそのことについてほんのはなはだ残念に考えて、この復活に努力いたしたいというのでござります。

○松村委員 復活に努力されるといふのはいつごろ復活の努力をされるのですか。予算がまだ審議中なんですかから、今からでも努力すれば間に合うのです。

○松村国務大臣 それはすでに予算是自由党、民主党との間にもああいう修正の妥結ができまして、今参議院にかかるところのことです。ですから、次の予算編成の機会にぜひそれを貫徹するよう努めたい。このように努力をいたしました。このように考えております。

○松野委員 お言葉を返すよりですけれども、予算編成よりも、まだこの法案は審議中なんです。あるいは予算に入つておらないかもしません。しかしながら、この法案を先に出してください、あとで補正で財源を追加することは可能なんですから、一つこの法案は生かしておいて、財源はこの次の補正、これが順序じゃないですか。法案を殺しておいて、これをやるというのですか。この法案だけ生かしておけば、あなたの言われるよに財源措置はこの次の補正予算であるできる。ところが、これを殺しておけば今年中はだめなんです。御承知のように来年三月三十一日までは復活できない。早くやりたいというならば、この法案を生かしておけばあとで復活できる。その点は多少私は文部大臣と考えが違う。

○松村国務大臣 それは、できましたならば、次の通常国会に復活の手続をいたしましてやりたいと思つております。

○松野委員 別に御遠慮なさらなくて
も協力しますから、この法案だけを生
かしておいて、次の通常国会では予算
をお出しになればいいのであって、片
一方だけ生かしておいた方がいいじゃない
であります。ことに復活したいという
お気持であるならば、片一方だけでも
生かしておられた方がいいじゃないで
すか。あなたの思想がその辺で多少分
裂していると思うのです。

○松村国務大臣 お話を通りでござい
ますけれども、ことしやりますれば、
ことしも生かしておきますれば、こと
しもまたやらなくちゃいかぬというこ
とだらうと思います。ことしやらな
かった事情は先刻来申し上げ、遺憾に
思っているわけでありまして、事はや
はり来年からいろいろことで努力をい
たしたいと思うのでござります。

○松野委員 私もかねてから人望高い
松村文部大臣を特にいじめようとは思
わない。ただ問題は学童のことであつ
て、私に関する問題ぢやないのです。
全国の学童に、まことに本年は残念
だつたけれども、民主党のこういう政
治力においてはできなかつたから申し
わけがない、こういうことを言われた
のかどうかというのが私の質問の要点
なんです。私個人のために聞いておる
のではないのです。今度は、全国の学
童諸君には、文部大臣の力が足りなく
てまことに申しわけがなかつた、また
もしれませんが、その思想はないので
す。やりたいなら協力をしますよ。今
からだつて、あなたの方の思想に合せ

て、この法案だけを削ればいいのです。問題は財政当局がおやりになればいいことであって、あなたと私は財政上の議論はあるべく避けたい。それ以上おっしゃるならば、私は財政論からいって可能だという論拠を持つておる。これは可能なんです。予算に関係なしにやれるのだ。ただいま審議中の本年度の予算をあらためて修正することなしにできる。だから私はそんな論拠は別個の問題だと思います。だからほんとうの思想を聞いておるので。しかし、私は、文部行政としての範囲で、大蔵大臣の範囲まであえて質問しておるわけはどうぞいませんから、あなたも文部大臣として全国の学童に謝罪されるならば、この問題は一応あとまで保留しておいてもいい。今日の場合はそうではないのです。この目の前の法案の取扱いの問題であって、あなたの思想によっては私もこの点に協力をいたします。これは一私個人の問題ではない、学童の問題ですから、思想的にしっかりと腹を据えてやろうじやありませんか。これは私は本気なんです。

○松野国務大臣 実はそれは政策の上においてのことです。それで謝罪をする、せぬといふなことは、私は遺憾の意を表するという言葉ですべてが含まれていると考えているわけだと思います。

○松野委員 遺憾の意を表するといふ、こんな小さい字句のことを私は言うのぢやないのですよ。あなたがあくまで私の言葉に對して遺憾の意を表すとか、いやどうだとか、衣をかぶされるから、一番私の本心をこうやって露骨に言うのであって、それでは私の言っていることに反対が賛成かということなんです。全国の学童にまことに申しわけがなかつた、自分もなるべくこういうものはやつていきたいのだ。本年は力が足らずにやれなくて残念だつたという私の言葉にイエスかノーカを言えばいいのです。

○松野国務大臣 それはさつきから申し上げておる通りでございまして、今度できなかつたのは遺憾である。残念であるということは繰り返して申し上げておるよくなわけでございます。

○松野委員 残念は、私も残念に思つたのです。しかし、あなたは所管の大臣だから、私の残念に思うのは、実は、松村さん、あなたの力が足りなかつたら私も残念に思うのです。今度のはあなたの自主的な考え方だから、当然言葉が變つてくるのは当ります。だから、今度は、自分の方で全国民の前に発表されるときに、残念じや済まないでしよう。これはあなたの言つた

○松野委員 遺憾という言葉は、言葉の字句にとらわれるんじゃないけれども、申しわけないという本心なんですか。遺憾々々という言葉はいろいろ政治的に使われるが、あなたはほんとうに学童に申しわけなかつたという気持があるのかどうか疑わしい。私は遺憾でいいかもしだれぬ。しかし、学童に遺憾だ、遺憾だと言つても、これは政治知識のあるものなら別ですけれども、そんな幅の広い言葉は、私はそれで通するかもしだれぬが、学童には何だかわからぬ。言葉は、遺憾だけれども、本心は、ほんとうにこれはやらなければいけないものだ、学童に申しわけないという気持はみじんもない。そうでしよう。どうなんですか。あまり同じ論議を繰り返したくない。しかし、あなたの言葉一つで協力できるような大事なせとぎわだから聞いてる。

○松村國務大臣 大体先刻来申したことで御了解をお与え下さいましての案が通りますように御賛同を切にお願いを申し上げます。

○松野委員 そこがよけいなことなんです。通るようとにいうのはあなたの思想と違うのじやないか。あなたは通したくないのです。なるべくこの問題を生かしたいのです。生かしたいのだけれども、この法案は廃止法案なんですね。廃止法案の通過に協力してくれといふのはどういうことなんですか。約二時間論議したこととはまるでうちはらじやありませんか。國務大臣としては實らかもしぬれないが、あなたは文部大臣なんです。あなたはなるべくこの問題は生かしていきたいという思想だった。そしすれば、なるべくこの法案は通さずには生かしておいてくれといふ言葉が言えなければば言わなくていいが、通過させてくれとは何ですか。思想と反対のことをあなたは言つてるのではないが。

○松村國務大臣 私、予算の編成に当たりまして、閣議でこの予算に賛成をいたした責任者でございます。従いまして、ことし一年はこれはやむを得ませんから、明年の四月からこれを実行いたしたい、こういうことからいたしまして、どうかこの案をお通し下さるようお願いをいたしたい、こういう次第でござります。

○松野委員 それならこれは國務大臣として閣議に列席した行政上のあなた一つの責任かもしぬれない。しかし、それを受ける学童に対してあなたの気持はどうかをきづきは聞いていたのであります。一年間廃止してまことに申しわけ

ございません、大臣の力が足らなかつた、こういふ思想があるかないかといふことを先ほどからずっと聞いています。閣議ですからそれに拘束されることは事実なんです。こういふよに拘束されないようする力があなた方に足りなかつた。それが学童に迷惑をかけることは事実なんです。少し論議の前提が違つてきておる。いずれ、あなたが謝罪されなければ、私は、この委員会で、この法案について私の意見が正しいかどうか語つていいたが、私が負けければ私はいさぎよく引き下ります。いづれ理事会でこの問題を語るつもりですが、そのときに私がどういう動議を出すかは別個の問題です。いつまでもあなたがにえ切らなければ、これ以上方法はないぢやありませんか。

かし足りないところはこういふことで、がまんをしてくれと言ふ。これはたゞだつて、やりたいことはたくさんあるが、財政に縛られているということはわかつておる。あなたの答弁は何ですか。通してくれ、通してくれと言ふ。やりたいのかと言うと、やりたい気持もある。これはどつちなんです。何をどうかしてくれといふのじゃ賣らないのがれぢやないか。私はそれを非常に不満に思うのです。別に私はそら悪意はない。あなたに今日質問しておるのじゃ賣らない。なるべく早くあなたに協力しようとわが内閣に不人気が起るからといふことです。本氣でやる気はないのぢやないか。ただ、政治上、うつかりやススとわが内閣に不人気が起るからといふことですばかりがあなたの念頭にあるよろしく思ふ。従つて、この問題で文部大臣と何ばつたところで、どちらかといふは私はだんだん反感を抱くよろくな気がしますから、この際善意な意味で文部大臣に対する質問はいたしません。しかし、この問題はあらためて私の思想をこの委員会において御判断を願ふ機会があろうかと存じますから、委員長は、十分それをお含みの上で、採決前にこの問題をもう一べん理事会に諮られることを条件として、質疑を打ち切ります。

は来年の三月三十一日までしか期限がないのです。大臣がそりやると言わなくて、自動的にやることになるのだと思うのですが、この点大臣御存じでそういう御答弁をされたのか、これは大臣の意思にかかわらず来年からやることになるのですか。

○松村國務大臣 お話を通りでございまして、来年の三月で切れます。切れることは来年の三月からぜひやりたいと考えておるわけでございまして、そのやり方につきましては、先ほどもお答え申し上げました通りに、このままで前と同じ形にやるか、あしくは新しいことを少し検討を加えてやるかは別でございますけれども、ぜひ来年の四月からそれを実行する、こういうふうにいたしたいと考えております。

○瀬井委員 それと関連しますが、そうしますと、実はこの補助金等の臨時特例に関する法律が出たときは、こういうものは、一応政策的には一年であつたけれども、国の財政の健全化をはかり地方財政の健全化をはかるという意味からも、こういうものは非常に不合理性の多い補助金である、だからそれを削っていくのだという大蔵当局の説明があつたわけなんです。しかし、昨年いろいろの政治情勢で一年になつたわけですが、基本的な物の考え方、これはほとんど半永久的に地方なり国の財政の健全化のために行われた法律なんです。今の大臣の御答弁のように、大蔵当局の考えておつたその意図とは全く逆に、これが来年から確実に復活をしてくるということになれば、あにこの学童ばかりでなくして、おそらく大臣は社会教育関係の図書館や公民館や博物館に関する補助も全面

的に内閣としては復活をするのだ、こういう御意思があるものと考えるので、教科書と同じように、そういうものについてもそうお考えでしよう。

○松村國務大臣 今お話を通りであります。

まして、図書館その他の同一種類の助成も十分いたないと考えておりますし、社会教育等の意味からいって、図書館などは現在もやはり補助をいたしております面もございます。

○溝井委員 来年度から社会教育関係も教科書と同じよう復活するという御答弁がありましたが、大蔵省にお尋ねしますが……。

○松村國務大臣 ちょっとと私にしますが、現在の予算の中において図書館等にある種の助成はいたしておりますのでござります。

○溝井委員 わかりました。大蔵省に一つ。これは一応来年限りになつておりますけれども、昨年われわれは一年限りだといふ國会の意思を決定しましたが、再び出しきたわけです。ところが、あなたの方の意思としては、すでに先般提案理由の説明があつた通り、少くとも恒久的な意義のあるものだとして私たちを受け取つておつたのです。大蔵省の意図としてはそういうものがあつたのだ。ところが、今の松村さんの御意見等を見ると、やはり時限立法で、一年限りといふことがはつきりしてきたわけです。従つて、これはほんとうは大蔵大臣の答弁を得なければならぬところですが、正示さんがおいでになつておるので、大臣のかわりに御答弁を願わなければならぬ。できなければ大蔵大臣を呼んでもらわなければならぬと思いますが、もう大蔵

省としては来年は補助金のこういうものは断じて出さない——今のように、

まことに遺憾に思つておるのでありま

す。

将来の問題といふといたしてでござります。

また違わなかつたので、教科書もやりたかったのだけれども、やむを得ずこうしましたということをおつしゃいま

うしましたといふことをおつしゃいま

考へを寒は本日伺つたよなわけでございまして、将来は、負担力のあるものにもやるといふよりは、負担力のないようなものを主としてやつて、その対象としては意義がなくなつてくるわけです。従つて、文部省の言ふ通りに社会教育が全面的に復活しても差しつかえないということになるわけですが、これはやはりすみやかに根本的に検討を加えまして改善をして、新しく地方自治の要請にこたえるものもある残るものもありましよう。またすつぱりとやめてしまつて、それにかわりまして、たとえば地方に財源を与えて、たかだかのだけれども、やむを得ずこ

うしましたといふことをおつしゃいま

ます。

○正示政府委員 お答え申し上げま

す。

補助金の整理につきましてはたゞたゞ

大蔵省からもお答えを申し上げてお

りますのであります。実は、本年度に去

年と同じようなこういう臨時特例の法

律を出したことにつきましては、私ど

も財政当局として相当責任を感じてお

るわけであります。本来ならば、もつ

と根本的に検討を遂げまして、補助金

につきましてもそれそれ本質的な区別

をいたしまして、ただいま文部大臣か

らもお答えがありまつたように、改善

をして、残すもの、あるいはすっぱり

とやめてしまつるもの、あるいはさらに

いろいろと根本的に検討を遂げなけれ

ばならないものといふらうな、いろいろ

な分類があらうかと思うのであります

が、この点につきましては、いろいろ

の事情でそれをいたします十分の余裕

もなく、今回出しましたのは、前年度

に引き続きましてとりあえずさらには

年延期を願うといふことが大部分のこ

とになつてしまつたのであります。そ

の点につきましては、先ほど申し上げ

ましなうに、これは私どもとしても

お尋ねしますが……。

○溝井委員 どうも少し答弁が的をはずしたのですが、それでは一つ区切つたのですが、それでは一つ区切つた。少くともこの一覧表に出

て御答弁を願います。今、文部大臣か

ら、社会教育関係についてもあるいは

学童の図書についても来年からは全

て、この法案は一応来年の三月三十一

日限りまでにして、新たな検討を

ますと、あなたの方の今の御答弁では、

まだあらためてそれらのものを検討し

なつて答弁がしにくになりますが、文

部省については大蔵省も来年から一

つだけますね。

○正示政府委員 まず最初の文部大臣

のお答えにつきまして、溝井先生の御

解釈でございますが、私伺つております。

○溝井委員 文部大臣、今のように大蔵

省の意見は大分違うのです。そろしま

すと、教科書についてのあなたの御意

見を大蔵省としては今初めてお聞きに

なつたという状態です。これは今度は

開闢思想が大分食い違つてくる。文

部省としては断然来年はやるのだと考

えます。しかも補助金の整理の対象は、二

とここに出ておるのは全部で十九億

円が社会教育設備費の補助、それか

ら図書館関係が一千二十七万で知れて

いるのです。この中で一番大きなのは

補助金の法律が骨抜きになるかどうか

大蔵省としては、一応議院の修正で来年までとなつておりますが、意図としては、地方行政の健全化、国の財政の健全化という意味で、恒久的な立法としてシャウブ税制の勧告以来意図しておつたわけです。文部省の五億という補助金の対象の四分の一といらものがすっぽり抜けられ、この法律は骨抜きと同じです。従つてこれは今のように大蔵省は再検討していく、こういうことです。大臣は来年から断然やるのだということを松野君に御言明になつた。明らかに食い違つてくる。大蔵省の意向によつては、大臣がやらうとしても、また財政の都合で——これは今までできませんでした。去年もわれわれはそれでだまされてきた。去年は一年切りだと国会は意思をきめたが、どうもデフレ政策というものはもう一年地固めでやらなければならぬのだ。ことしも十九億ばかりの補助金は切らなければいけませんといって出てきておる。今大臣は社会教育も教科書もやると言われたから、その通り政治生命をかけて大蔵省と対決してやつていただけると確認して差しつかえありませんか。

その目的を貫徹いたしたい、こういうことで最善の努力をいたすつあります。

○済み要望　具体的に予算の問題にか
りましたけれども、法律の改正を通常
国会で出したい、こういうお話をあつ
たわけなんです。通常国会でやりたい
ということは、法律の改正以外にない
わけなんですね。そういう点から関連し
ますと、どうも今の答弁は前の松野さ
んに対する御答弁と比べてたいぶ後退
してきました。前は確實にやれる、こう言つ
ておつたんですが、今度大蔵省と相談

た、明らかに食い違ってくる。大蔵省の意向によつては、大臣がやらうとしても、また財政の都合で、これは今年もできませんでした。去年もわれわれはそれでだまされ得た。去年は一年切りだと国会は意思をきめたが、どうもデフレ政策といらものはもう一年地固めでやらなければならぬので、ことしも十九億ばかりの補助金は切らなければいけません」といつて出てきておる。大臣は社会教育も教科書もやると言われたから、その通り政治生命をかけ大蔵省と対決してやつていただけると確認して差しつかえありませんか。

○松村国務大臣 それは具体的にすつとお話をござりますから、これを実現する手続においては、どうしてもそいうう過程を経なくてはならない。大蔵省の方の御答弁も、これ以上にただいまは出れないということを申されましてはありますて、私どもといたしましては、ぜひこの実現を期しておるということで、先刻松野さんにお答えを申したこととは、後退をいたしていふといふ話が違うのですが……。

○瀧井委員 それならば、これは来年
というと鬼も笑いますから、現実の問
題として、一つここで今度のこの補助
金の中から削除をしておいたらどうで
しょうか。削除しておけば来年から
ぱつと確実にやれると思いますが、ど
うでしょうか。削除されておいたらど
うでしょうか。

遺憾なことであります。しかし、先刻申しましたような次第で、ことにはいたしております。ものですから、それでせひ一つこれはお通しを願つて、来年度の分は新しく発足いたしたい、そしてこの法によつて運営をしたいていきたい、いろいろふうに考えておるわけあります。

○滝井委員 おそらくそろ言ひだらうと思つた。実はこの法律が昨年通過したのは五月末だつた。私は予算委員会で大蔵大臣に言つた。新たに入学する児童といふのは、入学してしまつた児童やなくて、今から入学する児童に前もつて教科書をやるわけです。算数、国語。これは去年は四月にみんな入学するときに法律はなかつた。そのときに、小笠原大蔵大臣は、もう自分の方は法律を出しているから、滝井さんが幾らそうやれと言つても、政府の意思是やらないことにきめておるんだから、法律がいすれ通じると見ておる、だからやる必要はありませんと言つて、四月に入学する児童に、予算委員会で私は言つた、法律がないんだからやるべきだと私は主張をした。これは五月二十八日か何かに施行されておる。だからこの法律の効力が発生したときは、小学校の子供はみんな入学しておる。みんな算数の教科書をもらわなければならぬ状態にあつたんだが、内閣がそれをやらなかつた。だからこれは、途中からやつても、みんな算数の教科書を買つてしまつて、ことし四月に入学して終つたあとで、から、去年と同じですから、途中からやる必要はない。やむを得ないので、みんな買つたんだから。お金をやるわけに行かぬ、現物給付だから。これを

童ぢやなくて、今から入学する児童に
前もつて教科書をやるわけです。算
数、国語。これは去年は四月にみんな
入学するときに法律はなかった。その
ときに、小笠原大蔵大臣は、もう自分
の方は法律を出しているから、滝井さ
んが幾らそうやれと言つても、政府の
意思はやらないことにきめておるんだ
から、法律がいすれ通過すると見てお
る、だからやる必要はありませんと
言つて、四月に入學する児童に、予算
委員会で私は言つた、法律がないんだ
からやるべきだと私は主張をした。こ
れは五月二十八日か何かに施行されて

暫定予算でやつておるわけなんだか思ひません。來年大蔵省が法律です。今度これを落しておつてもいいんじやないかと思います。そういうふうな手筋がいる。その点文部大臣はいかがでしょうか。昨年は途中から効力を持つてくるんです。来年大蔵省が幾らやろうとしても、今度新たにこれを入れていかなければならぬ、こういうがでしよう。昨年は途中から効力を持つてくるんです。来年大蔵省が幾らやろうとしても、今度新たにこれを落しておつてもいいんじやないかと思います。そういうふうな手筋がいる。その点文部大臣はどうぞ。松村國務大臣　お話を承りますが、これを復活せられますと、ことしの年度の春の教科書の代金も、やはりあとにでも交付しなければならぬと思うのでございまして、そなりますと、ちょっとこれは運営ができかねます状態でありますから、どうか一つお認めを願いたいと思うのであります。

○松村国務大臣 お話を承わりますと、ことしの年度の春の教科書の代金も、やはりあとにでも交付しなければならぬと思うのでございまして、そなりりますと、ちょっとこれは運営ができかねますと、状態でありますから、どうか一つお認めを願いたいと思うのであります。

○滝井委員 そうすると、昨年この法律ができたときには子供は入学しておるが、そのときにはやらなかつたのです。それはどうしてですか。

○内藤政府委員 昨年は、法律で遡及

○滝井委員 これははつきり言明をいたしかねば困るのです。大蔵省は検討すると言ふし、大臣も最後には算編成期での努力目標になつたのです。初めから今のようなことでも、われわれは現実をはつきりしていかなければいけないと思うのです。昨年は、現実にて供が入学したときに、法律ができて内閣はかわるかもしませんから、法律をはつきりつかんでいかなければいけないと思つたのです。今年は、現実にて供が入学したとき、法律ができるまではやむを得ませんでしたが、来年はいかがたのに、四月に勝手に遡及したものですから、今度も何かそういうところがあるはずです。少くとも、ことはやむを得ませんが、来年は必ずします。あるいは、ことしからなんですが、ただしかし、こととは財政上の理由があつてできないと言われるならば、この委員会の席で、政府の方から、これは来年から確実にやりますなんですが、今松野さんの言われるように、でききないことはないです。まだ参議院で予算審議中ですから、できるはずです。ただし、何らかの説明なり何らかの意思表示の明確なものがない限りは、私としては今の答弁には納得が行かない。私は昨年予算委員会でそれをついたときに、政府自身が、もう五月で学校に入ったあとから、この法律が成立して遡及規定をつけたてやつておるのですから、ことしが年度の半ばであつても、やれないことはないはずです。何ぞ来年を待たんやです。今からでも遡及できるはずです。できないことはないと思う。去年できたのですから、途中からでも遡及して……。法律がまだ成立しないうちから遡及規定で――ことは半ばだといつても、何もことしと言つてはなく、来年から確実

にやるよりにしなさい」と言うのだから、大蔵省と相談しなければならないということではなくて、今そこにおられるのですから、大蔵省も文部省も、万二千円というものは、もうたとい補助金の問題が上つても切りません、こういうことの御説明がいただければ、私たちは了承したいのです。そりでなければ、私たちも、ことしからでも今の松村文部大臣の御意図を尊重してやらざるを得ない。というのは、何とならば、昨年は途中からやられたでしょう。御説明を願いたい。

○村上(孝)政府委員 ちょっと、法律的に御説明申し上げますと、新入学児童に対する教科書の無償給与の法律では、第二条におきまして、新しい入学児童に対して国語と算数の教科書を無償で給与する、こういうふうな宣言的な規定がついておりまして、その第六条だと思いますが、その目的を達するため、我が教科書出版社と契約をする。その交付した結果、無償で教科書出版社がこれを都道府県委員会でござりますか、管理者といふ言葉を使つておりますが、去年中途からやると、ことし中途からやるのと何だい意味が違つたのであります。去年中途からやつたのではあります、政府の予算編成方針が無償給与につきましては一年間停止するという方針でありましたのですから、出版会社との契約を政府はいたさなかつたわけであります。従つて出版会社は学校管理者に対して無償の教科

書を給与するといふことを
たわけであります。という状態は、先
しゃいましたよろしくしてない状態にお
導をやつたもので、とて、そりした行
か、予算の実体とそのを一致させるた
して、ああいふるとして、あります。
うに中途からやめてしまふ
は、私の誤解かも
も、現在からこの
り算収の教科書を
れうと思いませんが
すると、だいぶ事
して、それが来年
りますと、これは
ござりますけれど
年間は法律と予算
致させるというこ
りますから、来年
有効であるところ
て、ことし一年間
体を一致させると
要じやなからうか。
と比較するのは少
思うのであります。
○瀧井委員 条件
も、そのやつた行
にしているのであ
らでも遅及効まで
はみんなもらえる
学校に行つてみた
自分で買つただと
た。教科書はくれ

かでは思つたのに、あにはからんや五月になつて——国会へ出たことは前から知つてゐるわけですが、國民大衆は法律が公布されてから初めて知つたわけです。ですから、そういう点から考えてみれば、國民はキツネにつままれたような感じじかけた。一年だからこそしはもらえるだらうと思つておつたところが、ことしは法律が初めからこういう形で出てきております。文部大臣の意思としては、ほんとうはことしからやりたいのだ、しかし財政上の見地でことしは工合が悪いから来年かならやります、こうおつしやつておるわけです。ですから、文部大臣のそういう意思があるならば、あなた方もここので来年から必ずやります、大蔵省としてはこのものについては切りません。ううことは言えぬはずはないと思う。あるいは無理と言われるかもしれないけれども、文部大臣は来年からやるという文部行政の方針を示されている。それをあなた方がいやいやそれは検討してますとかいうことになるから、意匠が統一しておらぬと言つわけなんですか。片方はやると言うし、片方はどうとも工合が悪い、こういうことです。だから、それならば、去年もああいといいわざを出して遡及効までつけてやつてあるのだから、ことしは年度半ばではあるけれども、ことしはやれとは私は言わないので、来年からやりますというふうに知恵を出しておらぬわけなんですね。本法のこの補助金の方ではなくて、教科書無償配給の法律か何かにでもつけて、来年から確実にやれるような工合の知恵はないが知恵がないければ言明でもつけこなだ、こういふことです。ことしから年度半ばでやれと申すのじやない。昨年ああいう無理をし

たのだから、今年一つ、来年のことを言わずに、ここで予算編成の通常国会とか、あるいは予算の固まつたときといたことでなくて、今から来年のことばかり五億二千万円出しますと声明してくれれば、それで問題はない。

○正示政府委員 それでは、最後に、大蔵大臣をお呼びになるかどうか、これは委員会で御決定をいただくことであります。私が、この問題につきまして、参議院の大蔵委員会で、やはり前回のとき、すなはち六月一ぱい御延期を願う場合にいろいろ問答がございました。大蔵大臣のそばについておりました。大蔵大臣は、やはり、義務教育の問題はきわめて重要であるから、来年度の予算におきましては、義務教育の予算については自分としては重要性を十分考えていただきたい。ただ、今具體的にどの項目をどうするかというごとの説明をお許し願いたいということです。御了承いただいておりますので、私どもいたしましては、大臣を補佐する立場におきまして、大臣のお気持をそんたく申し上げまして、そのことをつけ加えて御了承をいただきたいと思ひます。

○伊東委員長 遅記をとめて。

〔速記中止〕

○伊東委員長 では速記を始めて下さい。

それでは、本日はこの程度にいたしまして、次会は明日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会